

宅建業者の対応は？

被差別部落の存在や被差別部落であるかどうかを調べることは、答えること、教えることは、差別あるいは差別につながる行為です。

宅建業者として、実際、差別的な問い合わせや申し入れを受けた場合、どのように対応しているのでしょうか？宅建業者を対象とした啓発用パンフレット「宅地建物取引と人権」を見てみましょう。

Q

お客様から、
「この地区は被差別部落(または被差別部落を含む小学校区) か」と尋ねられたら、

A

私たち宅建業者は、被差別部落であるかどうかの問い合わせについて、お答えする立場にありません。また、宅地建物取引業法上も答える必要はありません。

私たちは憲法で保障された居住の自由に関わる仕事をしています。

被差別部落であるかどうかを調査したり、被差別部落または被差別部落を含む小学校区であるなら宅地建物を購入しない、入居しないということは明らかな差別です。

Q

お客様から、**「ここは被差別部落だから契約の申し込みを断りたい(または契約を解除したい)」**と言われたら、

A

部落差別は憲法で保障されている基本的人権に関わる重大な問題であり、私たち一人ひとりが協力して解決していかなければならない問題です。被差別部落または同じ校区であるという理由で、宅地建物を購入しない、入居しないということは明らかに差別です。

Q

お客様から、**「なぜ、この地区が被差別部落または被差別部落を含む校区であることを教えてくれなかったのか」と苦情を言われたら、**

A

被差別部落または同じ校区なら購入しない、入居しないというのは差別です。私たち宅建業者は、憲法で保障された「居住の自由」に関わる仕事をしており、被差別部落かどうかといった問い合わせは、差別を助長するためお答えすることができません。

また、宅地建物取引業法上もお答えする必要はありません。

宅地建物取引業者や宅建業団体は、「もしもこのような場合は」と、お客様からの問い合わせや申し出を想定して、人権を尊重する観点から毅然とした対応がとれるように、自己啓発や従業員啓発に取り組んでいます。